報

○規則

目

次

毎週火・金曜日発行

9月28日

(金曜日)

平成 24 年

第九章 第八章

指定就労移行支援 (第百十三条-第百十九条) 指定自立訓練(生活訓練)(第百八条-第百十二条) 指定自立訓練 (機能訓練) (第百三条—第百七条)

指定就労継続支援B型 (第百三十条・第百三十一条)

指定就労継続支援A型(第百二十条-第百二十九条)

指定共同生活援助(第百三十二条・第百三十三条)

多機能型事業所の特例 (第百三十四条)

第十二章 第十三章

第十章 第十一章

第十五章

第十六章

基準該当障害福祉サービス (第百三十七条―第百四十三条)

体型指定共同生活介護事業所等の特例 (第百三十五条・第百三十六条)

第十四章

(趣旨) 第一 章 総則

第

準等を定める条例 (平成二十四年山口県条例第四十号。以下「条例」という。 行について必要な事項を定めるものとする。 一条 この規則は、 指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基 ) の 施

(定義)

第二条 この規則において、 による。 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところ

用の額)をいう。 費用を除く。)の額を超えるときは、 算定した費用の額 ( その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用 ( 特定 用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号) に基づき 支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費 指定障害福祉サービス等費用基準額 当該現に指定障害福祉サービス等に要した費 指定障害福祉サービス等につき障害者自立

一(利用者負担額)指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービ する告示」という。)に基づき算定した額から当該指定療養介護医療につき支給す 労働省告示第百五十七号。以下「自立支援医療に要する費用の額の算定方法等に関 の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針 額又は障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用 という。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した 第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」 えられた障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号) 第四十二条の二の規定により読み替 ス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害 (平成十八年厚生

Щ

山口県規則第八十四号

例施行規則 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

П

行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例施

第一章 総則 (第一条・第二条)

指定居宅介護等 (第三条—第三十三条)

第三章 指定療養介護 (第三十四条—第五十五条)

第四章 指定生活介護 (第五十六条-第六十六条)

第五章 指定短期入所 (第六十七条-第七十八条)

第六章 指定重度障害者等包括支援(第七十九条-第八十六条)

第七章 指定共同生活介護 (第八十七条-第百二条

三 法定代理受領 すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により く。) について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給 祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用 (特定費用を除 べき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。 において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支 た費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度 以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要し 支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福

従業者の員数に換算する方法をいう。 業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従

払われることをいう。

五 おいて準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条に 者等 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号) に定める者をいう。 利用者に関する告示に定める者 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ

#### 章 指定居宅介護等

П

(従業者

第三条 2 条例第六条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者 める者とする。 として厚生労働大臣が定めるもの (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号) に定 条例第六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で二・五以上とする。

3 模とする。以下同じ。) に応じて一人以上とする。この場合において、サービス提供 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「居宅介護等」という。)に 責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。 に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している事業の規 係る指定障害福祉サービスの事業のうち二以上の事業を同一の事業所において一体的 条例第六条第二項の規則で定める員数は、事業の規模 (指定居宅介護等事業者が、

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

は、推定数による。

前項の事業の規模は、

前三月間の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合

2

的に行わなければならない 指定居宅介護等事業所の管理者は、 従業者及び業務の管理その他の管理を一元

- ため必要な指揮命令を行うものとする。 指定居宅介護等事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させる
- サービスの内容の管理等を行うものとする。 に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、 サービス提供責任者は、第二十三条に規定する業務のほか、指定居宅介護等事業所 従業者に対する技術指導等の

3

勤務体制の確保等)

第五条 よう、 指定居宅介護等事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければなら 指定居宅介護等事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供できる

- 所の従業者により指定居宅介護等を提供しなければならない 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、当該指定居宅介護等事業
- 会を確保しなければならない。 指定居宅介護等事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機

(運営規程)

3

第

営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 六条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、次に掲げる事業の運

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間

指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその

- 指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域
- 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第七条 指定居宅介護等事業者は、 しておかなければならない。 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備

整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から五年間保存しなければならない 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を

書面の交付

第八条 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第七十 七条の規定による書面の交付を行う場合は、 利用者の障害の特性に応じた適切な配慮

3 2

号 外 -44)

をしなければならない。

(契約支給量の報告等) 護等の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護等の量(以下 指定居宅介護等事業者は、

指定居宅介護等を提供するときは、当該指定居宅介

「契約支給量」という。) その他の必要な事項 (以下この章において「受給者証記載

事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。 指定居宅介護等事業者は、 指定居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、

証記載事項その他の必要な事項を市町村 (法第十九条第二項の規定により支給決定を 行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。) に対し、遅滞なく、報告しなければなら

4 (連絡調整に対する協力) 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

第十条 援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなけ ればならない。 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用について市町又は一般相談支

(サービス提供困難時の対応)

県

第十一条 困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要 な措置を速やかに講じなければならない。 する地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護等を提供することが 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供

(受給資格の確認)

第十二条 確認するものとする。 者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供を求められた場合は、その 支給決定の有効期間、 支給量等を

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十三条 利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の 申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から

2

2 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間 を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、 援助を行わなければならない 必要な

3

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定居宅介護等事業者は、 指定居宅介護等の提供に当たっては、 利用者の心

> 況等の把握に努めなければならない。 身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状

、指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第十五条 又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、 利用者

(身分を証する書類の携行

受給者

時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなけ ればならない。 指定居宅介護等事業者は、 従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供したときは、 内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない

から指定居宅介護等を提供したことについて確認を受けなければならない。 指定居宅介護等事業者は、前項の規定による記録を行うときは、支給決定障害者等

2

(支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第十八条 指定居宅介護等事業者が指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に金銭 るものとする。 せる場合であって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるときに限 の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に利用者の便益を向上さ

2 定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支 給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。 一項から第三項までの支払については、この限りでない。 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに支給決 ただし、次条第

(利用者負担額等の受領)

第十九条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供したときは、 者等から指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 支給決定障害

は、支給決定障害者等から指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額 の支払を受けるものとする。 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したとき

受けることができる。 定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の支払を支給決定障害者等から より指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域以外の地域において指 指定居宅介護等事業者は、 前二項の支払を受けるほか、支給決定障害者等の選定に

П

- 号 44) 5
  - らかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行 い、支給決定障害者等の同意を得なければならない に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。 指定居宅介護等事業者は、第三項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、 あ

指定居宅介護等事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用

## (利用者負担額合計額の算定等

第二十条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定 サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護等及び他 指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉 障害者等が同一の月に当該指定居宅介護等事業者が提供する指定居宅介護等及び他の サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉 ければならない。この場合において、当該指定居宅介護等事業者は、利用者負担額合 付費の額を控除した額の合計額 (以下「利用者負担額合計額」という。) を算定しな み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給 の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読 3 2

## (介護給付費に係る通知等)

第二十一条 害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。 に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護等

2 等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護等の内容、 付しなければならない その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交 指定居宅介護等事業者は、第十九条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護 費用の額

## (指定居宅介護等の取扱方針)

- 第二十二条 指定居宅介護等事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、 な援助を行わなければならない 次条第一項に規定する居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むことに必要
- はその家族に対し、 なければならない。 指定居宅介護等事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、 サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わ 利用者又
- の進歩に対応し、 指定居宅介護等事業所の従業者は、 適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。 指定居宅介護等の提供に当たっては、

4

指定居宅介護等事業所の従業者は、

常に利用者の心身の状況、

その置かれている環

境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わな ればならない。

兀

善を図らなければならない。 指定居宅介護等事業者は、 提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、 常にその改

## 居宅介護等計画の作成)

5

- 第二十三条(サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況 及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等に係る計画 (以下「居宅介護等計画」という。) を作成しなければならない
- 家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護等計画を交付しなければならな サービス提供責任者は、 居宅介護等計画を作成したときは、利用者及びその同居の
- 施状況の把握を行い、必要に応じて、居宅介護等計画の変更を行うものとする サービス提供責任者は、居宅介護等計画の作成後においても、居宅介護等計画の実
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項の居宅介護等計画の変更について準用する。

# (同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第二十四条 指定居宅介護等事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する 居宅介護等の提供をさせてはならない。

# (支給決定障害者等に関する通知)

第二十五条 Ιţ が偽りその他不正の行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 指定居宅介護等事業者は、 指定居宅介護等を受けている支給決定障害者等

## 介護等の総合的な提供)

- 第二十六条 指定居宅介護の事業を行う者は、 のとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。 排せつ、食事等の介護又は調理、 洗濯、 掃除等の家事を常に総合的に提供するも 指定居宅介護の提供に当たっては、 λ
- の介護」 いて、同項中「食事等の介護」とあるのは、「食事等の介護、外出時における移動中 前項の規定は、指定重度訪問介護の事業を行う者について準用する。この場合にお と読み替えるものとする。

#### (掲示)

第二十七条 められる重要事項を掲示しなければならない 規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の見やすい場所に、

# 情報提供に関する利用者等の同意)

指定居宅介護等事業者は、 他の指定居宅介護等事業者等に対して、 利用者

族の同意を得なければならない。 又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により利用者又はその家

(情報の提供等)

第二十九条 内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護等事業者が実施する事業の 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を利用しようとする者が、適切

2 その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者について広告をする場合は、

(利益の供与等の禁止)

第三十条 う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、 その他の財産上の利益を供与してはならない 又はその家族に対して当該指定居宅介護等事業者を紹介することの対償として、 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行 利用者 金品

2 家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならな しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若

(苦情の処理)

П

第三十一条 指定居宅介護等事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、 はその家族からの苦情に関して知事又は市町長 (以下「知事等」という。) が行う調 善の内容を報告するよう努めるものとする。 導又は助言を踏まえ、 査にできる限り協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指 必要な改善を行うよう、及び知事等からの求めに応じてその改 利用者又

(事故発生時の対応)

Щ

第三十二条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠 償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなけ ればならない

(会計の区分)

第三十三条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに経理を区分すると ともに、 指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならな

指定療養介護

( 従業者)

第三十四条 条例第十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- (平成十年厚生省告示第二百十号) に基づき算定した数以上 医師 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準
- いて同じ。) を二で除して得た数以上 利用者の数の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、 看護職員 以下この章、次章、第七章から第十章まで、 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、 第十四章、 第十五章及び附則にお 利用者の数 (前年度の 推定数によ

る

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除 ことができる。 員数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の員数に含める 得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、 利用者の数を二で除して

掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数 サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、利用者の数の次のイ又は口に

利用者の数が六十以下の場合 一人以上

- 十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四
- 2 る者とする。 省告示第五百四十四号。 係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 ( 平成十八年厚生労働 条例第十七条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定障害福祉サービスの提供に 以下「サービス管理責任者に関する告示」という。)に定め
- 3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければな

(管理者の責務)

- 第三十五条 指定療養介護事業所の管理者は、 元的に行わなければならない。 従業者及び業務の管理その他の管理を一
- 2 め必要な指揮命令を行うものとする。 指定療養介護事業所の管理者は、 従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるた

(サービス管理責任者の責務)

- 第三十六条 サービス管理責任者は、第四十六条に規定する業務のほか、 務を行うものとする。 次に掲げる業
- おける指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外に 利用申込者の利用に際し、 その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、 利用者が自立した日常

ことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営む

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

1. よう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならな第三十七条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できる

- 響を及ぼさない業務については、この限りでない。業者により指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影2.指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従
- を確保しなければならない。 その資質の向上のために必要な研修の機会3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会

### (運営規程)

報

営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。第三十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三利用定員

П

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 指定療養介護の利用に当たっての留意事項

- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

Щ

- ハ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 7. 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営に関する重要事項

### (記録の整備)

備しておかなければならない。 常三十九条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整

- 録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記
- 一 条例第二十二条第二項の規定による身体的拘束等の記録
- の記録 これ 一条 の記録 こう 条例第二十三条において 準用する条例第十三条第二項の規定による 苦情の内容等
- 三 条例第二十三条において準用する条例第十五条第二項の規定による事故の状況及

び事故に際して採った処置についての記録

□ 第四十一条第一項の規定によるサービスの提供の記録

第四十六条第一項に規定する療養介護計画

↑ 第五十一条の規定による通知に係る記録

(入退所の記録の記載等)

障害者の受給者証に記載しなければならない。の他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定第四十条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日そ

- 載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。「指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記
- 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
- (サービスの提供の記録)

3

2

容その他必要な事項を記録しなければならない。第四十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、提供した日、内

ら指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録を行うときは、支給決定障害者等か

(利用者負担額等の受領)

・ 「『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』』。 から指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 第四十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者

- とができる。れる便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けるこ3.指定療養介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定療養介護において供与さ
- 日用品に要する費用
- 者に負担させることが適当と認められるものうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において供与される便宜に要する費用の
- 係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。 指定療養介護事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に
- 指定療養介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たって

5

を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。 は、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明

(利用者負担額合計額の算定等)

第四十三条 ら当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合 又は自立支援医療に要する費用の額の算定方法等に関する告示に基づき算定した額か 障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない とともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定 合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告する 計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場 養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療 業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事

4

3

(介護給付費の額に係る通知等

報

第四十四条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係 該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならな る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当

2 ければならない 他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しな に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その 指定療養介護事業者は、第四十二条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護

( 指定療養介護の取扱方針)

第四十五条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、 供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提 利

- の家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければ 指定療養介護事業所の従業者は、 指定療養介護の提供に当たっては、 利用者又はそ
- 3 指定療養介護事業者は、 図らなければならない。 提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を

(療養介護計画の作成等)

第四十六条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係 る利用者の意向、 適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「療養介護計

画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2

- 切な支援内容を検討しなければならない。 う。) を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適 評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握 (以下「アセスメント」とい 用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、
- ない。この場合において、サービス管理責任者は、 に説明し、理解を得なければならない。 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければなら 面接の趣旨を利用者に対して十分
- ければならない。 めの課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留 びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるた の他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めな て、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はそ 意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。 この場合におい サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及
- 5 ついて意見を求めるものとする。 養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、 療養介護計画の原案に 利用者に対する指定療
- 6 ばならない 対し、当該療養介護計画の原案について説明し、 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に 書面により利用者の同意を得なけれ
- 7 サービス管理責任者は、 作成した療養介護計画を利用者に交付しなければならな
- 8 応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。 を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に (利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、 療養介護計画の実施状況の把握
- ればならない。 を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなけ サービス管理責任者は、 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡
- 定期的に利用者に面接すること。
- 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

要な助言その他の援助を行わなければならない。 等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必

第四十七条

指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境

(相談等)

(機能訓練)

第四十八条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、 活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十九条 立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下 における介護を行わなければならない。 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、 利用者の自

- 排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、 適切な方法により、
- 3 つを適切に取り替えなければならない 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、 そのおむ
- 4 活上必要な支援を適切に行わなければならない。 指定療養介護事業者は、利用者に対し、離床、 着替え、整容等の介護その他日常生
- 5 業所の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない 指定療養介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定療養介護事

(その他のサービスの提供)

Щ

第五十条 よう努めなければならない。 指定療養介護事業者は、 適宜、 利用者のためのレクリエーション行事を行う

2 家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、 利用者とその

(支給決定障害者に関する通知

第五十一条 指定療養介護事業者は、 なければならない 各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知し 指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の

- の状態等を悪化させたと認められるとき。 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、 障害
- 二 偽りその他不正の行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護 医療費を受け、又は受けようとしたとき

(定員の遵守)

第五十二条 指定療養介護事業者は、 利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っては

> (医薬品等の管理) ならない。ただし、 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第五十三条 ならない。 指定療養介護事業者は、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければ

(地域との連携等)

日常生

第五十四条 自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその

(準用)

第五十五条 二十八条、 あるのは、「第四十二条第一項」と読み替えるものとする。 護の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」と 第二十九条第一項及び第三十条から第三十二条までの規定は、 第八条、第十条、 第十二条から第十五条まで、第十八条 指定療養介 一十七条、 第

第四章 指定生活介護

( 従業者)

第五十六条 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要 条例第二十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

**一 看護職員、** 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

1 度区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数とする。 の単位ごとに、常勤換算方法で、次の①から③までに掲げる利用者の平均障害程 看護職員、 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、 指定生活介護

- 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
- 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上
- 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上
- 看護職員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごと 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必

当該訓練を行うために必要な数とする

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用す

二 生活支援員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする

らない。 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければな

(設備)

第五十七条 条例第二十七条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 機械器具等を備えること。 訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な
- 洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。 相談室には、 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (運営規程)

第五十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運 営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない

6

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- 兀 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

指定生活介護事業所が通常時にサービスを提供する地域

- サービスの利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 虐待の防止のための措置に関する事項

П

- 十二 その他事業の運営に関する重要事項
- (利用者負担額等の受領)

Щ

第五十九条 から指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、 支給決定障害者

- 2 払を受けるものとする。 支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、
- とができる。 れる便宜に要する費用のうち、 指定生活介護事業者は、 前 一項の支払を受けるほか、 次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けるこ 指定生活介護において供与さ
- 食事の提供に要する費用
- 創作的活動に係る材料費
- 日用品に要する費用
- 兀 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において供与される便宜に要する費用

11

害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 四十五号。以下「利用料等に関する告示」という。)によるものとする。 の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成十八年厚生労働省告示第五百 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室
- は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければな 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合
- を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。 は、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明 指定生活介護事業者は、 第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たって

(介護)

第六十条 日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならない 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、 利用者の自立の支援と

- 2 自立について必要な援助を行わなければならない 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの
- 3 つを適切に取り替えなければならない。 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、 そのおむ
- 4 活上必要な支援を適切に行わなければならない。 指定生活介護事業者は、 利用者に対し、離床、 着替え、整容等の介護その他日常生
- 5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならな
- 業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない 指定生活介護事業者は、 利用者に対して、利用者の負担による当該指定生活介護事

(生産活動)

6

第六十一条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、 並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。 地域の実情

- 2 者の作業時間、 指定生活介護事業者は、 作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければなら 生産活動の機会の提供に当たっては、 生産活動に従事する
- 3 上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向
- 設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならな 指定生活介護事業者は、 生産活動の機会の提供に当たっては、 防じん設備又は消火

第六十二条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事 業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃と

(工賃の支払)

第六十三条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説 明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得 なければならない して支払わなければならない。

- じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければ 考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応 ならない。 指定生活介護事業者は、 食事の提供に当たっては、 利用者の心身の状況及び嗜好を
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない
- 4 の指導を受けるよう努めなければならない。 養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等 指定生活介護事業者は、 食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄

(機械器具等の管理)

П

第六十四条 指定生活介護事業者は、 に行わなければならない。 健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正

(協力医療機関)

第六十五条 指定生活介護事業者は、 め、協力医療機関を定めておかなければならない。 利用者の病状の急変等に備えるため、 あらかじ

Щ

第六十六条 第二章 (第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条から 項」とあるのは「第六十六条において準用する第十七条第一項」と、 第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、 三号中「第二十三条」とあるのは「第二十九条」と、 六十六条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中 業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第 のは「第五十九条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従 とあるのは「第五十九条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とある 介護の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」 条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条及び第五十四条の規定は、指定生活 条例」とあるのは「条例第二十九条において準用する条例」と、同項第二号及び第 同項第四号中「第四十一条第一 同項第五号中 第四十五

> 第二号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護 四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六条において読み替えて準用す 五十一条」とあるのは「第六十六条において読み替えて準用する第五十一条」と、第 給付費」と読み替えるものとする (見出しを含む。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十一条 る次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、 条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第六号中「第 「第四十六条第一項」とあるのは「第六十六条において読み替えて準用する第四十六 第四十六条

0

第五章 指定短期入所

(従業者)

第六十七条 条例第三十一条第一項の従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める数とする。

- みなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上 利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数と いう。)が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 限り、次号イに規定する指定共同生活介護事業所等を除く。 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設 (入所によるものに 以下「入所施設等」と 入所施設等の
- める数 は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれイ又は口に定 等」という。) が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次のイ又 同生活援助の事業を行う者をいう。以下同じ。) (以下「指定共同生活介護事業者 る宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。) 又は指定共同生活援助事業者 (指定共 十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。) 第二十五条第七号に規定す 活訓練) の事業を行う者をいう。以下同じ。) (障害者自立支援法施行規則(平成 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定自立訓練(生
- イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練 ( 生活訓練 ) ( 省令第 二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。) 又は指定共同生 利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生 者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の 業所、指定自立訓練 (生活訓練)事業所又は指定共同生活援助事業所 (指定共同 活介護事業所等 ( 当該指定共同生活介護事業者等が設置する指定共同生活介護事 活援助 (以下「指定共同生活介護等」という。) を提供する時間帯 活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 生活援助の事業を行う事業所をいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) の利用 指定共同生

П

- 掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ()又は(2)に定 指定短期入所を提供する時間帯 (イに掲げるものを除く。) 次の①又は②に
- 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上
- の利用者の数が六を超えて六又は六に満たない端数を増すごとに一を加えて得 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上のに、当該日の指定短期入所

第六十八条条例第三十一条第二項の従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定共同生活介護事業者等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置 れぞれイ又は口に定める数 する場合 次のイ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、そ の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上 施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等 入所施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合

介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数 共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活 護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介

掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定 める数 指定短期入所を提供する時間帯 ( イに掲げるものを除く。 ) 次の<br />
①<br />
又は<br />
②<br />
に

Щ

当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上

の利用者の数が六を超えて六又は六に満たない端数を増すごとに一を加えて得 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上の一に、当該日の指定短期入所

第六十九条 条例第三十一条第三項の生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、当該各号に定める数とする。

五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をい 害児通所支援事業所 (児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業 指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支 指定就労継続支援B型事業所、 指定共同生活援助事業所又は指定障

> 期入所の事業を行う場合が次のイ又は口に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯 う。) (以下この章において「指定生活介護事業所等」という。) において指定短 の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数

される数以上 助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス 指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要と 合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該 提供時間 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の (生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練 (機能訓練)、指定自立訓練

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯 (イに掲げるものを 又は2に定める数 除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)

当該日の利用者の数が六以下 一人以上

は六に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上 当該日の利用者の数が七以上の一に、当該日の利用者の数が六を超えて六又

前号口①又は②に定める数 を行う場合 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業 前号口①又は②に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(設備)

第七十条 条例第三十二条第五項の基準は、次のとおりとする。

居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

1 一室の定員は、四人以下とすること。

地階に設けないこと。

八 ر ح 利用者一人当たりの床面積は、 収納設備等を除き、八平方メートル以上とする

寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

食堂は、食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること

三 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

ےے 洗面所及び便所は、 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものである

( 運営規程)

第七十一条 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)

Ιţ 号を除く。) に関する運営規程を定めておかなければならない 従業者の職種、員数及び職務の内容 次に掲げる事業の運営についての重要事項(空床利用型事業所にあっては、 事業の目的及び運営の方針 利用定員

五 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 サービスの利用に当たっての留意事項

- 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他事業の運営に関する重要事項

(指定短期入所の開始及び終了)

第七十二条 るものとする。 いて介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に指定短期入所を提供す 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅にお

6

2 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、 るよう必要な援助に努めなければならない。 ても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用でき 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス 指定短期入所の提供後におい

(入退所の記録の記載等)

Щ

第七十三条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、 載しなければならない 入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記 指定短期入所事業所の

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提 供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等 に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければな

(利用者負担額等の受領)

第七十四条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者 等から指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

を受けるものとする。 支給決定障害者等から指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払 指定短期入所事業者は、 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、

> ことができる。 れる便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受ける 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定短期入所において供与さ

第三

3

- 食事の提供に要する費用
- 光熱水費
- 日用品に要する費用

害者等に負担させることが適当と認められるもの のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において供与される便宜に要する費用

前項第一号及び第二号に掲げる費用については、利用料等に関する告示によるもの

とする。

5

- は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に交付しなければ 指定短期入所事業者は、 第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合
- 明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。 は、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説 指定短期入所事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たって

、指定短期入所の取扱方針、

第七十五条 者又はその介護を行う者に対し、 に説明を行わなければならない。 指定短期入所事業所の従業者は、 サービスの提供方法等について、理解しやすいよう 指定短期入所の提供に当たっては、

2 図らなければならない 指定短期入所事業者は、 提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を

(サービスの提供)

第七十六条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身 の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもっ て行わなければならない。

- 2 用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 指定短期入所事業者は、 指定短期入所の提供に当たっては、 適切な方法により、 利
- 3 短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。 指定短期入所事業者は、利用者に対して、支給決定障害者等の負担による当該指定
- 指定短期入所事業者は、 支給決定障害者等の依頼を受けた場合は、 利用者に対し
- 食事の提供を行わなければならない

5

食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、

外 -44)

(定員の遵守)

適切な時間に提供しなければならない。

第七十七条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号 に定める利用者の数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所を提供してはならな ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

| 一 空床利用型事業所 | 入所施設等の利用定員 (指定共同生活介護事業所又は指定共 いう。以下同じ。 て設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所を 同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニット (居室及び居室に近接し )の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

報

第七十八条第二章(第三条から第六条まで、第九条、第十六条、第十九条、第二十二 第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体 て準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七 条から第二十四条まで及び第二十六条を除く。)、第三十五条、第三十七条、第四十 十四条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第七十四条 七条、第五十四条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定短期入所の事業につい 協力医療機関」と読み替えるものとする。

第六章 指定重度障害者等包括支援

(従業者)

Щ

第七十九条 条例第三十五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

労働省告示第五百四十七号) に定める者とする。 提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生 条例第三十五条第二項の厚生労働大臣が定める者は、指定重度障害者等包括支援の

3 サービス提供責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。 (運営規程)

第八十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごと ばならない。 に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなけれ

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、 員数及び職務の内容
- 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 兀 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種

類及びその額

指定重度障害者等包括支援事業所が通常時にサービスを提供する地域

- 緊急時等における対応方法
- 事業の主たる対象とする利用者

七

- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他事業の運営に関する重要事項

(実施主体)

第八十一条 定障害者支援施設でなければならない。 指定重度障害者等包括支援事業者は、 指定障害福祉サービス事業者又は指

(事業所の体制)

第八十二条 指定重度障害者等包括支援事業所は、 体制を有していなければならない。 利用者からの連絡に随時対応できる

上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以

3 医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。 指定重度障害者等包括支援事業所は、事業の主たる対象とする利用者に関する専門

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第八十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、 等に限る。)の提供をさせてはならない。 者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス (居宅介護 従業者にその同居の家族である利用

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第八十四条 計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当 ないよう配慮しなければならない。 切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとなら 該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、その者の支援を適 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用

当たっては、利用者又はその家族に対し、 ように説明を行わなければならない。 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、 支援上必要な事項について、 指定重度障害者等包括支援の提供に 理解しやすい

価を行い、常にその改善を図らなければならない 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評

3

(サービス利用計画の作成等)

及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度 ハ十五条(サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況

的な見地からの意見を求めるものとする 害福祉サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、担当者から専門 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者に対する障

障害者等包括支援サービス利用計画 (以下「サービス利用計画」という。) を作成し

- 3 対し説明するとともに、サービス利用計画を交付しなければならない。 サービス提供責任者は、作成したサービス利用計画を利用者及びその同居の家族に
- 4 の把握を行うとともに、必要に応じて、サービス利用計画の変更を行うものとする。 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況
- 5 一項から第三項までの規定は、 前項のサービス利用計画の変更について準用す

第八十六条 のとする。 第二項」とあるのは「第八十六条において準用する第十九条第二項」と読み替えるも のは「第八十六条において準用する次条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条 事業について準用する。 この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とある で及び第二十六条を除く。)及び第三十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の 第二章 (第三条から第六条まで、第二十条、 第二十二条から第二十四条ま

第七章 指定共同生活介護

#### (従業者)

П

Щ

第八十七条 条例第三十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- して得た数以上 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除
- 二 生活支援員 でに掲げる数の合計数以上 指定共同生活介護事業所ごとに、 常勤換算方法で、 次のイから二ま
- に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数 (平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 )第二条第三号
- た数 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得
- 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得
- て得た数 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除し

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用す は、「三十」と読み替えるものとする。 この場合において、同号中「六十」とあり、及び同号口中「四十」とあるの

四

(サービス管理責任者の責務)

八十八条 サービス管理責任者は、第百二条において読み替えて準用する第四十六条 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

- 外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること 者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活介護事業所以 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業
- ことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 調整を行うこと。 生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営む 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等と連絡 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常
- 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

### (勤務体制の確保等)

第八十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提 ければならない。 供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかな

- 2 供に配慮しなければならない。 安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提 指定共同生活介護事業者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が
- 3 は、この限りでない。 護事業所の従業者により指定共同生活介護を提供しなければならない。 指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合 指定共同生活介護事業者は、 指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介 ただし、 当該
- 4 当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければ 活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生
- 5 機会を確保しなければならない 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の

#### (設備)

第九十条 条例第四十一条第三項の基準は、 次のとおりとする。

(運営規程)

- 一 一以上の共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とすること。
- すること。 二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものと
- る。 十人以下(知事が特に必要があると認めるときは、三十人以下)とすることができを共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二三 共同生活住居は、入居定員を二人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物
- 備を設けること。四年のカーのカーの大同生活住居は、一以上のカニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設
- 五 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とすること。
- に交流を図ることができる設備を設けること。ハ ユニットには、次に掲げる要件を満たす居室及び居室に近接して設けられる相互
- ロー一室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。要と認められる場合は、二人とすることができる。
- 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。第九十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる
- 事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- ハ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営に関する重要事項
- (入退居)
- 療を要する者を除く。)に提供するものとする。第九十二条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治
- | 生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。| 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況:

- ハ。 退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならな 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、
- 努めなければならない。を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助

4

- (入退居の記録の記載等)
- 「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載しなければならない。介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下この章において第九十三条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活
- 5、遅滞なく、報告しなければならない。 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対

2

- (利用者負担額等の受領)
- 定障害者から指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。第九十四条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決
- 準額の支払を受けるものとする。ときは、支給決定障害者から指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した2
- 受けることができる。 て供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定共同生活介護におい
- 食材料費
- 障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。) は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定る。)は、当該利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限者特別給付費が利用者において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害二 家賃 (法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給さ
- 一 光熱水費
- 四 日用品に要する費用
- 定障害者に負担させることが適当と認められるもの費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において供与される便宜に要する
- 指定共同生活介護事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費

明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。 用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。 ては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説 指定共同生活介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっ

(利用者負担額合計額の算定等)

第九十五条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者 ( 入居前の体験的な指定共同 同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなけ する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共 サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉 ればならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合 生活介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者 ( 入居前の体験的な指定共同生活介護 を受けている者に限る。) の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指 知しなければならない。 及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通 護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者 者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介 を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用 定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等

( 指定共同生活介護の取扱方針

Щ

П

第九十六条 指定共同生活介護事業者は、第百二条において読み替えて準用する第四十 境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然か 営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環 つ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 六条第一項に規定する共同生活介護計画に基づき、 利用者が地域において日常生活を

- 2 生活介護の提供を行う場合は、 同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している 他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。 指定共同生活介護事業者は、 共同生活介護計画に基づき、利用者が継続した指定共 入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同
- 者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わ なければならない。 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用
- 4 指定共同生活介護事業者は、 提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、 常にそ

の改善を図らなければならない

(介護及び家事等)

第九十七条 指定共同生活介護事業者は、 支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならな 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の

- 他の家事等を行うよう努めなければならない 指定共同生活介護事業者は、原則として利用者及び従業者が共同で調理 洗濯その
- 活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、 利用者の負担による当該指定共同生

3

(社会生活上の便宜の供与等)

第九十八条 指定共同生活介護事業者は、 動の支援等に努めなければならない。 指定生活介護事業所等との連絡調整、 余暇活

- 手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、 を得て、代わって当該手続等を行わなければならない 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する その者の同意
- その家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、 利用者と

(支援体制の確保)

第九十九条 指定共同生活介護事業者は、 うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携 等の適切な支援体制を確保しなければならない 利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行

(定員の遵守)

第百条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室 る場合は、この限りでない。 の定員を超えて入居させてはならない。 ただし、 災害その他のやむを得ない事情があ

(協力医療機関等)

第百一条 指定共同生活介護事業者は、 協力医療機関を定めておかなければならない 利用者の病状の急変等に備えるため、

なければならない。 指定共同生活介護事業者は、 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努め

(準用)

2

第百二条 四十七条、第五十一条、 十七条から第三十三条まで、 第八条、 第五十四条及び第六十四条の規定は、 第十二条から第十五条まで、 第三十五条、第三十九条、第四十一条、 第十八条、 指定共同生活介護の事 第二十一条、 第四十六条、 第

第八章 指定自立訓練 (機能訓練)

#### (従業者)

定める員数は、次のとおりとする。第百三条 条例第四十四条において読み替えて準用する条例第二十五条第一項の規則で

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- 上とする。(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以1.看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練
- る。 口 看護職員の員数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上とす

Щ

П

- る。 二 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用す
- 練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問によ「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下者」という。)が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業

る指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

なければならない。 を以かりというでは、一人以上は、常勤では、「一人は、党」では、一人は、党争では、一人は、党争では、一人以上は、党争では、一人は、一人以上は、党争では、「一人」といった。

(利用者負担額等の受領)

3

受けるものとする。ときは、支給決定障害者から指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を第百四条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した

障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。訓練)を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練(機能訓練)に係る指定指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能

2

- 支給決定障害者から受けることができる。 (機能訓練)において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を3 指定自立訓練 (機能訓練)事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定自立訓練
- 食事の提供に要する費用
- 日用品に要する費用
- に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練 (機能訓練) において供与される便宜
- 4 前項第一号に掲げる費用については、利用料等に関する告示によるものとする。て、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- しなければならない。 を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付5 指定自立訓練 (機能訓練)事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払
- ついて説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用に指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供

(訓練)

はらない。 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければ第百五条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の

- 特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。とにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の2 指定自立訓練 (機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用するこ
- ればならない。 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなけ

(地域生活への移行のための支援) 定自立訓練 (機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならな 指定自立訓練 (機能訓練)事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指

連携し、必要な調整を行わなければならない。 活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援の事業を行う者 (以下 「指定就労移行支援事業者」という。) その他の障害福祉サービス事業を行う者等と 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生

2 社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後 も、一定期間、 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、 定期的な連絡、相談等を行わなければならない。 利用者が地域において安心した日常生活又は

第百七条 費又は療養介護医療費」 する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第百七条 第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第四十四条に 付費」と、 項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給 する。この場合において、第十三条(見出しを含む。) 中「介護給付費」とあるのは でを除く。 画」とあるのは「自立訓練 (機能訓練)計画」と、第四十六条 (見出しを含む。) 中 とあるのは「第百七条において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計 条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」 において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「 療養介護計画」とあるのは 十四条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第百七条において準用 おいて準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第四 と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第百七条において読み替えて準用する 十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」 「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四条第一 十三条から第六十五条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用 七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及び第六 療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、 自立訓練 (機能訓練) 計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第百七 とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付 第二章 (第三条から第七条まで、第十九条及び第二十二条から第二十六条ま 同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百四条第二項」と、第二 )、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五条から第四十 とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、 同条第八項中「六

Щ

ものとする。 十七条中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と読み替える

八

第九章 指定自立訓練(生活訓練

(従業者)

第百八条 条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする

- 型自立訓練の利用者の数を十で除して得た数とを合計した数以上とする。 で、指定宿泊型自立訓練の利用者以外の利用者の数を六で除して得た数と指定宿泊 生活支援員の員数は、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所ごとに、常勤換算方法
- 活訓練)事業所ごとに、一人以上とする。 地域移行支援員の員数は、指定宿泊型自立訓練を行う場合は、 指定自立訓練(生
- 三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用す

2

- 活支援員及び看護職員の員数は、当該指定自立訓練 (生活訓練) 事業所ごとに、それ 練 (生活訓練)事業所については、 ぞれ一人以上とする。 「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓 前項第一号中「生活支援員の員数」とあるのは、 生
- 3 置くものとする。 加えて、当該訪問による指定自立訓練 (生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上 場合は、指定自立訓練 ( 生活訓練 ) 事業所ごとに、前二項に規定する員数の従業者に 定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練 (生活訓練) (以下「訪問による指定自立訓練 (生活訓練)」という。)を提供する 指定自立訓練 (生活訓練)事業者が、 指定自立訓練 (生活訓練)事業所における指
- りでない らない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であっ て、利用者の支援に支障がない場合におけるサービス管理責任者については、この限 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければな

(設備)

第百九条 条例第四十七条第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一訓練・作業室、 相談室並びに洗面所及び便所については、 第五十七条の規定を準
- 居室の一室の定員は、一人とすること。
- 居室の 一室の床面積は、 収納設備等を除き、 七・四三平方メートル以上とするこ

県

(サービスの提供の記録) 四 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

都度記録しなければならない。 型自立訓練を除く。)を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその第百十条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊

- した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、提供

7

6

5

(利用者負担額等の受領)

を受けるものとする。たときは、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払第百十一条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供し

- 障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。訓練)を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)に係る指定2.指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活
- のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において供与される便宜に要する費用3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定自立訓練
- 食事の提供に要する費用

П

- 一 日用品に要する費用
- て、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものに係る費用であっに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において供与される便宜
- る費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。及び第二項の支払を受けるほか、指定宿泊型自立訓練において供与される便宜に要す4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項
- 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- い必要となる費用けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴三 居室 ( 国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受
- 四 日用品に要する費用

- 決定障害者に負担させることが適当と認められるもの る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において供与される便宜に要す
- 関する告示によるものとする。 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、利用料等に
- しなければならない。 を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付指定自立訓練 (生活訓練)事業者は、第一項から第四項までに規定する費用の支払
- 及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。ビスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容指定自立訓練 (生活訓練)事業者は、第三項及び第四項に規定する費用に係るサー

(準用)

第百十二条 中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者 ( 指定宿泊型自立訓練を受け 第三号中「第二十三条」とあるのは「第四十八条」と、同項第四号中「第四十一条第 中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、同項第二号及び 等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中 る者及び利用者に関する告示に定める者を除く。)の」と、「当該支給決定障害者 ಭ 練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十三条 (見出しを含 第二十六条までを除く。 次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練) 計画」と、 十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百十二条において読み替えて準用する 十一条」とあるのは「第百十二条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四 項」とあるのは「第百十二条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、 「第百十二条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号 「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは あるのは「第百十一条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」と 一項から第三項まで」とあるのは「第百十一条第一項から第四項まで」と、第二十条 三条から第六十五条まで、第九十五条、第百五条及び第百六条の規定は、指定自立訓 条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十八条、第六十 項」とあるのは「第百十条第一項及び第二項」と、同項第五号中「第四十六条第一 療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練)計画」と、同項第六号中「第五 )中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第 第二章 (第三条から第七条まで、第十七条、第十九条及び第二十二条から )、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五

もの及び利用者に関する告示に定めるもの」と読み替えるものとする。 自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」と、 特例訓練等給付費」と、第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、 給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は 計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護 四十六条 (見出しを含む。) 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 (生活訓練) 「受けている者」とあるのは「受けている者であって、指定宿泊型自立訓練を受ける 同条第二項中 指定宿泊型

2

第十章 指定就労移行支援

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第百十三条 定める員数は、次のとおりとする。 条例第五十条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で

2

- 職業指導員及び生活支援員
- 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、 常勤換
- 算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。 職業指導員の員数は、
- 生活支援員の員数は、 指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

- | | サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用す
- 2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、 常勤でなければならない。
- 3 サービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない

(従業者

Щ

第百十四条 条例第五十二条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則 で定める員数は、 次のとおりとする。

- るූ 職業指導員及び生活支援員の員数については、前条第一項第一号の規定を準用す この場合において、同号イ中「十」とあるのは、 「六」と読み替えるものとす
- 二就労支援員の員数は、 の数を十五で除して得た数以上とする 指定就労移行支援事業所ごとに、 常勤換算方法で、 利用者
- 三 サービス管理責任者の員数については、 第三十四条第一項第四号の規定を準用す
- 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 3 らない。 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければな

(実習の実施)

第百十五条 する第四十六条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習 の受入先を確保しなければならない。 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百十九条において読み替えて準用

 $\overline{\circ}$ 

者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。 定所、障害者就業・生活支援センター、 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、 特別支援学校等の関係機関と連携して、 公共職業安 利用

( 求職活動の支援等の実施)

第百十六条 指定就労移行支援事業者は、 者が行う求職活動を支援しなければならない 公共職業安定所での求職の登録その他の利用

めなければならない。 別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、 障害者就業・生活支援センター、

(職場への定着のための支援の実施)

第百十七条 指定就労移行支援事業者は、 者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以 上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 利用者の職場への定着を促進するため、

(就職状況の報告)

第百十八条 指定就労移行支援事業者は、 その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない 毎年度、 前年度において就職した利用者の数

(準用)

第百十九条 第二章 (第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条から 関する告示に定める者を除く。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当 条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十九条において準用する第百四条第一 百五条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五 のは「第百十九条において読み替えて準用する第四十六条」と、 のは「従業者の勤務の体制、 において準用する第百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とある のは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百十九条 該支給決定障害者」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とある 十三条 (見出しを含む。 ) 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八 条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、 第五十九条、 と、第二十条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者 (利用者に 第六十条及び第六十六条を除く。)、第九十五条、第百四条及び第 協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とある 第五十四条、第四章 (第五十六 第三十九条第1 二項第

Ļ えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」 号中「第五十一条」とあるのは「第百十九条において読み替えて準用する第五十一 号中「第四十六条第一項」とあるのは「第百十九条において読み替えて準用する第四 であって、利用者に関する告示に定めるもの」と読み替えるものとする。 用する条例」と、第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、利用者に関する告 例訓練等給付費」と、第五十七条中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準 付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特 画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給 条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百十九条において読み替 条第一項」とあるのは「第百十九条において準用する第十七条第一項」と、同項第五 及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第五十二条」と、同項第四号中「第四十一 示に定める者に限る」と、同条第二項中「受けている者」とあるのは「受けている者 十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第六 一号中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、同項第二号 第四十六条 (見出しを含む。 ) 中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計

## 第十一章 指定就労継続支援A型

#### (従業者)

「項中「第五十条」とあるのは、「第五十五条」と読み替えるものとする。 「項中「第五十条」とあるのは、「第五十五条」と読み替えるものとする。 で定める員数については、第百十三条の規定を準用する。 この場合において、同条第第百二十条 条例第五十五条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則

#### (実施主体)

Щ

- 事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。 業者」という。)が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型第百二十一条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事
- 1。年法律第百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならな年法律第百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならな2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五

### (雇用契約の締結等)

- ては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。第百二十二条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっ

- A. の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならなの実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならな第百二十三条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域
- (賃金等の支払) 上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。 上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向
- 賃金の水準を高めるよう努めなければならない。契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第百二十四条 指定就労継続支援A型事業者は、第百二十二条第一項の規定により雇用
- 必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に指定就労継続支援A型事業者は、第百二十二条第二項の規定により雇用契約を締結
- めなければならない。 を営むことを支援するため、同項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努を営むことを支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活

4

3

2

### (実習の実施)

- るよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。 えて準用する第四十六条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習でき第百二十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百二十九条において読み替
- 利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職

## ( 求職活動の支援等の実施)

- の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。第百二十六条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他
- 開拓に努めなければならない。ター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の2.指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援セン

# 職場への定着のための支援等の実施

め、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日か第百二十七条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するた

第百二十八条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労 定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない 継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、 次の各号に掲げる利用

- 利用定員が十人以上二十人以下
  利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 一 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た 数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 れか多い数 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいず

第百二十九条 第二章 (第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条か ら第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十 援A型計画」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養 中「第五十一条」とあるのは「第百二十九条において読み替えて準用する第五十一 四十六条第一項」とあるのは「第百二十九条において読み替えて準用する第四十六条 中「第二十三条」とあるのは「第五十五条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」 例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号 九条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条 勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第百二十 費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百二十九条において準用す と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付 項中「次条第一項」とあるのは「第百二十九条において準用する第百四条第一項」 は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十三条 五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十七条、第五 介護医療費」 替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計 条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百二十九条において読み 第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、 とあるのは「第百二十九条において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第 る第百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の 十八条、第六十三条から第六十五条まで、第百四条、第百五条及び第百十八条の規定 (見出しを含む。) 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第一 第四十六条 (見出しを含む。) 中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支 とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、 第五十七条中 同項第六号

Щ

П

「第二十七条第二項」とあるのは「第五十四条第二項」と読み替えるものとする。 第十二章 指定就労継続支援B型

(工賃の支払等)

第百三十条 指定就労継続支援B型の事業を行う者 (以下「指定就労継続支援B型事業 者」という。)は、 必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に

- る工賃の平均額は、三千円を下回るものとしてはならない 指定就労継続支援B型事業者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われ
- とを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない 指定就労継続支援B型事業者は、 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ
- 知するとともに、知事に報告しなければならない。 の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、

4

3

2

第百三十一条 ら第二十六条までを除く。 は「第百三十一条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第 画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるの は「第百三十一条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計 は「第五十七条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第百三十一条 準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五 関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第百三十一条において読み替えて 援B型の事業について準用する。この場合において、第十三条 (見出しを含む。) 中 五条、第百二十条及び第百二十五条から第百二十七条までの規定は、 五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第四章 (第五十六 「次条第一項」とあるのは「第百三十一条において読み替えて準用する次条第 において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるの 十七条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるの 二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機 十九条第二項」とあるのは「第百三十一条において準用する第百四条第二項」と、第 及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第 あるのは「第百三十一条において準用する第百四条第一項」と、第二十一条の見出し 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」と 第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十六条を除く。)、第百四条、 第二章 (第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条か )、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十 指定就労継続支

計画」と読み替えるものとする。

計画」と読み替えるものとする。

い「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十六条(見出しと、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十一条と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十一条と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十六条(見出した、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十六条(見出した、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十六条(見出した)

第十三章 指定共同生活援助

#### (家事等

理、洗濯その他の家事等を行うよう努めなければならない。第百三十二条 指定共同生活援助事業者は、原則として利用者及び従業者が共同で調

活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。2.指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定共同生

第百三十三条第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、 含む。 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条、第四十一条、 付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは 事業について準用する。この場合において、第十三条 (見出しを含む。) 中「介護給 く。)、第八十八条、第八十九条 (第三項ただし書及び第四項を除く。)、第九十条 画」とあるのは「共同生活援助計画」と、 は「第百三十三条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計 おいて準用する第四十一条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるの 条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは 力歯科医療機関」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九 七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関 第二項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十四条第二項」と、第二十 条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条 「第百三十三条において準用する第九十四条第一項」と、第二十一条の見出し及び同 から第九十六条まで及び第九十八条から第百一条までの規定は、指定共同生活援助の 第百三十三条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十六条 (見出しを 第五十九条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第百三十三条に 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十四条、第八十七条 (第二号を除 )中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第五十一条第二号 同項第六号中「第五十一条」とあるのは 第二十一条、 第四十六 協

Щ

П

第十四章 多機能型事業所の特例

## (従業者の員数等の特例)

ビス管理責任者を除く。) のうち一人以上は、常勤でなければならない。計が二十人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者 (医師及びサー第百三十四条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合

2

の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。 に置くべきサービス管理責任者の員数を、利用者の数の合計の次の各号に掲げる場合じ。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうちサービス管理責任者に関する告定放課後等デイサービス事業所を多機能型事業所のうちサービス管理責任者に関する告定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下同定機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指

- 利用者の数の合計が六十以下の場合
  一人以上
- 四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上二 利用者の数の合計が六十を超える場合 一に、利用者の数の合計が六十を超えて

3

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等の特例

### (従業者の員数の特例)

くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、次のとおりとする。一つ指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体第百三十五条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同

世話人 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一

利用者の数の合計を六で除して得た数以上方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所のの事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算

る数者の数の合計の次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定め者の数の合計の次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定めに、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごと二 サービス管理責任者 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援

6

- イ 利用者の数の合計が三十以下の場合 一人以上
- て三十又は三十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上口 利用者の数の合計が三十を超える場合 一に、利用者の数の合計が三十を超え

## (設備及び定員の遵守の特例)

三十三条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。 所の利用者の数及び入居定員とみなして、第九十条及び第百条 (これらの規定を第百いては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業第百三十六条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所につ

第十六章 基準該当障害福祉サービス

### (基準該当居宅介護等)

は、三人以上とする。 第百三十七条 条例第六十一条において準用する条例第六条第一項の規則で定める員数

う。) にあっては、一人以上とする。供する基準該当居宅介護等事業者」とい供する基準該当居宅介護等の事業を行う者 (以下「基準該当居宅介護等事業者」とい意等に係る基準該当障害福祉サービス (以下「基準該当居宅介護等」という。)を提の他の地域 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十号) に定めるものにおいて居宅介2 前項の規定にかかわらず、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島そ2

Щ

- は、一人以上とする。 4 条例第六十一条において読み替えて準用する条例第六条第二項の規則で定める員数
- 護等が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。介護等の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介5 基準該当居宅介護等事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する居宅
- 当該居宅介護等に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、

指

ると市町が認めるものに住所を有する場合定居宅介護等のみによっては必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であ

四

- 場合 二 当該居宅介護等がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される
- 該従業者が居宅介護等に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合三 当該居宅介護等を提供する従業者の当該居宅介護等に従事する時間の合計が、当

基準該当居宅介護等事業者は、前項ただし書の規定により、従業者にその同居の家

- ばならない。

  いと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなけれ介護等計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護等が適切に提供されていな者の意向や当該利用者に係る次項において準用する第二十三条第一項に規定する居宅族である利用者に対する基準該当居宅介護等の提供をさせる場合において、当該利用
- 7 第二章(第十九条第一項」と読み替えるものとする。 第二章(第十九条第一項」と読み替えるものとする。 の規定は、基準該当居宅介護等の事業について準用する。この場合において準用する次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百三十七条第七項において準用する第二十三条」と、第十八条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百三十七条第七項において準用するのは「第百三十七条第七項において準用する。この場合におりて準用する次条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条のび第二十六の第二章(第十九条第一項、第二十八条第一項、第二十八条のび第二十六の第二章(第十九条第一項、第二十八条第一項、第二十八条項で第二十二条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護等の事業について準用する。

### (基準該当生活介護)

- 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)第三十三困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び一 地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが第百三十八条 条例第六十二条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。障害福祉サービス(以下「基準該当生活介護」という。)を受ける利用者の数の合堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と生活介護に係る基準該当二 指定通所介護の事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)の食
- れる数以上であること。者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とさ通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用」指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定

報

Д 条例第六十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、

指定

- を二十五人以下とすること。 型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下同じ。) 規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能 成十五年厚生労働省令第百三十二号。 規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 (平 宅介護事業所の登録者の数と条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護 とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 ( 当該指定小規模多機能型居 以下「特区省令」という。) 第四条第一項の
- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員 (当該指定小 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一 規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第六十二条第二項 一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とする
- きる適当な広さを有すること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮で
- 兀 二十三号) 第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例 (以下 ける障害者の数の合計数であるとした場合における介護保険法 (平成九年法律第百 ス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受 及び条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービ 能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機 市町条例」という。)に規定する基準を満たしていること。

Щ

- 五 を受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、 条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス 1の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 指定生活介護事業所その
- 3 第五十九条 (第一項を除く。) の規定は、基準該当生活介護の事業について準用す

### ( 基準該当短期入所

第百三十九条 条例第六十三条の規則で定める基準は、次のとおりとする。 条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス

- スをいう。以下同じ。)を提供するものであること。 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス ( 市町条例に規定する宿泊サービ するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して 又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員 (当該指定小 スの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。 用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。) を通いサービ 準該当障害福祉サービス (以下「基準該当短期入所」という。) の提供を受ける利 規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と短期入所に係る基
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、 数で除して得た床面積が、 室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た おおむね七・四三平方メートル以上であること。 個
- め 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するた 指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているこ
- 第七十四条(第一項を除く。)の規定は、 基準該当短期入所の事業について準用す

2

第百四十条 条例第六十四条において準用する条例第六十二条第一項の規則で定める基 (基準該当自立訓練(機能訓練)) 準については、第百三十八条第一項の規定を準用する。

- 2 福祉サービスの事業について準用する。 第百四条(第一項を除く。)の規定は、 自立訓練 (機能訓練) に係る基準該当障害
- ( 基準該当自立訓練 ( 生活訓練 ) )
- 第百四十一条 基準については、第百三十八条第一項の規定を準用する。 条例第六十五条において準用する条例第六十二条第一項の規則で定める
- 2 福祉サービスの事業について準用する。 第百四条 (第一項を除く。)の規定は、 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害

## (基準該当就労継続支援B型)

- 第百四十二条 条例第六十六条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 以上の者をサービス管理責任者とすること。 例(平成二十四年山口県条例第三十一号)第十九条に規定する職員のうちから一人 型事業所」という。) ごとに、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条 基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B
- 二 基準該当就労継続支援B型事業所に救護施設等の設備及び運営に関する基準を定

報

2 項」とあるのは「第百四十二条第二項において読み替えて準用する次条第一項」と、 二項において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第 労継続支援B型計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第百四十二条第 例」とあるのは「条例第六十六条第二項において準用する条例」と、同項第二号及び の体制、 は「第百四十二条第二項において準用する第百四条第二項及び第三項」と、第二十一 る。この場合において、第十三条 (見出しを含む。) 中「介護給付費」とあるのは 十一条第一項、第二十二条から第二十六条までを除く。)、第三十六条、第三十七 み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就 と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第百四十二条第二項において読 第三号中「第二十三条」とあるのは「第六十六条第二項」と、同項第四号中「第四十 第二項において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条 百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務 条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百四十二条第二項において準用する第 十条第一項及び第三項の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用す 条(第一項を除く。)、第百五条、第百二十五条から第百二十七条まで並びに第百三 八条(第四号及び第六号を除く。)、第六十一条、第六十四条、第六十五条、第百四 条第一項」とあるのは「第百四十二条第二項において準用する第十七条第一項」 特例訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるの める条例第十八条に規定する授産施設として必要とされる設備を有していること。 第三十九条、第四十五条から第四十七条まで、 二章 (第三条から第七条まで、第十一条、第十六条、第十九条、第二十条、第1 協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第百四十二条 第五十一条、第五十四条、

、離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス)

労継続支援B型計画」と読み替えるものとする

と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」 出しを含む。) 中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」

療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十六条 (見

のは「第百四十二条第二項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就 とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百二十五条第一項中「第百二十九条」とある

第百四十三条 条例第六十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要

を提供する事業所に限る。 一人以上 ( 特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練 ( 機能訓

> 訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。 における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための 理学療法士又は作業療法士 一人以上 (特定基準該当生活介護を提供する事業所

二六

- た数並びに特定基準該当就労継続支援B型の利用者の数を十で除して得た数の合計 (機能訓練) 及び特定基準該当自立訓練 (生活訓練) の利用者の数を六で除して得 生活支援員 常勤換算方法で、特定基準該当生活介護、 特定基準該当自立訓練
- 職業指導員 一人以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限

五

サービス管理責任者 一人以上

- その他の地域に定められた地域とする。 条例第六十七条第一項の厚生労働大臣が定める地域は、厚生労働大臣が定める離島
- 3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、 常勤でなければな
- 特定基準該当障害福祉サービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。
- 四十三条第八項において準用する第百十一条第二項及び第三項並びに第百四十三条第 準用する。この場合において、第十三条 (見出しを含む。) 中「介護給付費」とある 十八条 (第十号を除く。) の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について 十一条第一項及び第二十二条から第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十 六条」とあるのは「第百四十三条第五項において読み替えて準用する第四十六条」 する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに会計を」と、 とともに、指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供 ス事業を行う者等」と、第三十三条中「指定居宅介護等事業所ごとに経理を区分する 療機関」と、第二十八条中「指定居宅介護等事業者等」とあるのは「障害福祉サービ と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、 用する第百十一条第二項及び第百四十三条第九項において準用する第百四条第 百四十三条第七項において準用する第百四条第二項、第百四十三条第八項において準 条第二項」とあるのは「第百四十三条第六項において準用する第五十九条第二項、 九項において準用する第百四条第二項及び第三項」と、第二十一条第二項中「第十九 及び第三項 ら第三項まで」とあるのは「第百四十三条第六項において準用する第五十九条第二項 のは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項か 七条まで、第三十九条、第四十五条、 第二章(第三条から第七条まで、第十一条、第十六条、第十九条、第二十条、 第百四十三条第七項において準用する第百四条第二項及び第三項、 第四十六条、第五十二条、第五十七条及び第五 第三十六条中「第四十

- 6 又は療養介護医療費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。 する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費 福祉サービス事業者 (特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。) について準用 (第五項を除く。)及び第六十一条から第六十五条までの規定は、特定基準該当障害 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第五十九条(第一項を除く。)、第六十条
- 7 費」と読み替えるものとする 付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「特例訓練等給付 う者に限る。) について準用する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給 定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行 (第一項を除く。)、第百五条 (第三項を除く。)及び第百六条第二項の規定は、特 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十三条から第六十五条まで、第百四条

П

- 練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第五十一条第 の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者 (特定基準該当自立訓練 (生活訓 二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、 (第三項を除く。)、第百六条第二項及び第百十一条 (第一項及び第四項を除く。) 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十三条から第六十五条まで、第百五条 「練等給付費」と読み替えるものとする
- 9 で、 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十一条、第六十三条から第六十五条ま 第百四条 (第一項を除く。 )、第百五条 (第三項を除く。)、第百二十五条から

場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介 第百二十七条まで及び第百三十条の規定は、 条」とあるのは「第百四十三条第五項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは 護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百二十五条第一項中「第百二十九 (特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。) について準用する。 特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。 特定基準該当障害福祉サー ビス事業者

(施行期日)

2

(経過措置)

この規則は、 平成二十四年十月一日から施行する。

- 合計した」とする。 数を四で除して得た数及び利用者に関する告示に定める者の数を六で除して得た数を 数を四で除して得た」とあるのは、「(利用者に関する告示に定める者を除く。)の についての第三十四条第一項の規定の適用については、当分の間、 利用者に関する告示に定める者に対し指定療養介護を提供する指定療養介護事業所 同項第三号中「の
- 勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。 間 の看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数については、 利用者に関する告示に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所 第五十六条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、 当分の 常

- る数 この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに定め 次のイから八までに掲げる利用者(利用者に関する告示に定める者を除く。
- 1 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数
- 八 平均障害程度区分が五以上
  利用者の数を三で除して得た数 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
- 二 利用者に関する告示に定める者である利用者の数を十で除して得た数
- 及び第六号 (これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。) の規定に 又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。) については、第九十条第五号 者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、 及び運営に関する基準 ( 平成十八年厚生労働省令第百七十一号 ) による改正前の障害 所の共同生活住居 ( 基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、 所において指定共同生活介護の事業等を行う場合における当該指定共同生活援助事業 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前に存する指定共同生活援助事業 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基

の規定によることができる。 準等に関する省令 (平成十八年厚生労働省令第五十八号) 第百九条第二項及び第三項

二八

- 5 働省告示第五百三十五号)に定めるものを除く。)を除き、適用しない。 障害者福祉ホーム (厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム (平成十八年厚生労 場合を含む。 号に掲げる精神障害者福祉ホーム (以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。) (こ 第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとさ げる精神障害者生活訓練施設 (以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則 百八十三号) 第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規 れる指定共同生活介護の事業等についての第九十条 (第百三十三条において準用する 後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行わ れらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以 の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三 害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの 三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。) 第二十一条の八に規定する知的障 れた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第 第百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。) 第五十条の二第一項第一号に掲 の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律 定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条 人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第六号口の規定は、旧精神 (以下「指定知的障害者通勤寮」という。) 若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条 法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二 )の規定の適用については、当分の間、 第九十条第五号中「二人以上十
- 6 設 る精神障害者授産施設 (以下「精神障害者授産施設」という。) (障害者自立支援法 をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げ 福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施 知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者 八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧 設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第五十 害者社会復帰施設基準」という。)第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施 施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障 省令第百六十九号。以下「整備省令」という。) による廃止前の精神障害者社会復帰 の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (平成十八年厚生労働 精神障害者生活訓練施設、 という。 ) (整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営

9

- く。)については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設 指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メー 神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、 たりの」と、「七・四三平方メートル」とあるのは、 については「四人以下」と、第百九条第三号中「一室の」とあるのは「利用者一人当 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮 産施設 ( 旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除 ては、同条第二号中「一人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授 て行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業についての第百九条の規定の適用につい 掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。) 又は指定知的障害者通勤寮におい 的障害者授産施設」という。) ( 旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに 知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの (以下「指定特定知 る。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧 指定基準」という。) 第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限 に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等 トル」とする。 ( 旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。 ) 、 精神障害者生活訓練施設及び精
- 通勤寮の建物についての第百九条の規定の適用については、 のは「三・三平方メートル」とする。 あるのは「原則として四人以下」と、 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者 同条第三号中「七・四三平方メートル」とある 同条第二号中「一人」と

- 8 係る支給決定を受けることができるものであって、 十一日までの間、第九十七条第三項の規定は、 る居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、 区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するも のが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者によ 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に 適用しない 区分省令第二条第四号に規定する 平成二十七年三月三
- げる要件のいずれにも該当する場合については、 居宅介護 (身体介護に係るものに限る。以下同じ。) の利用を希望し、 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分 共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による 同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するもの 第九十七条第三項の規定は、 適用しない。 平成二十七年三月三十一日までの 次の各号に掲
- 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること

る。の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とすでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第八項又は第九項の規定の 前二項の場合における第八十七条第二号の規定の適用については、同号口から二ま二 当該利用者が居宅介護を利用することについて市町村が必要と認めること。

外

-44)

- (地域移行型ホームの特例)

  (地域移行型ホームの特例)

  (地域移行型ホームの特例)

  (地域移行型ホームの特例)

  (地域移行型ホームの特例)

  (地域移行型ホームの特例)
- 第一号中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。(第百三十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第九十条移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等についての第九十条12 条例附則第五項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域
- 当該利用者が入居の日から原則として二年以内に住宅等に移行できるよう適切な支援う。)において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討するとともに、う。)において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討するとともに、「ついった。」という。)は、原則としている利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外には「地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型、地域移行型、
- 入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。項の住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から原則として二年以内に附則第十四三十三条において読み替えて準用する第四十六条の規定の適用については、同条第二三十三条において読み替えて準用する第四十六条の規定の適用については、同条第二二十三条においての第百二条及び第百

を行わなければならない。

助言等を聴く機会を設けなければならない。 構成される協議会を設置し、定期的に当該協議会に活動状況を報告し、必要な要望、。地域移行型ホーム事業者は、利用者の地域への移行を推進するための関係者により 平成二十四年九月二十八日発行平成二十四年九月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁